

継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	研修会
プログラム名	管理者研修会
主催者(団体)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)
協賛・後援	共催:全国学校法人立専門学校協会(全国専修学校各種学校総連合会課程別設置者別部会) 文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業) ※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、平成29年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。
開催日程	不定期(年3会場) ※平成30年度の東京・大阪・福岡の3会場の日程は未定。 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」(日時)を参照。
総時間	原則として4時間(年度の講演内容により時間は短縮) ※平成29年度(実績)は約3時間半(別紙4「タイムテーブル」を参照)。
開催場所	不定(年3会場) ※平成30年度の東京・大阪・福岡の3会場の場所は未定。
対象者	○受講資格は専修学校運営責任者 ○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」(対象)を参照。
定員	実施する年度・会場より異なるが、概ね80~150名程度。 ※平成29年度(実績)は別紙3「実施要項」(定員)を参照。
題目	上記『プログラム名』と同様。
プログラム(次第)	年度により異なる。当該年度ごとに専修学校教育等において重要なテーマを設定する。 ※平成29年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。
内容	○専修学校の制度や教育、人材育成や能力開発等に関する関係府省庁の振興方策等についての行政説明。 ○職業教育・キャリア教育に関する調査研究成果や成功事例等についての学識者や学校関係者等による報告。など ※平成30年度は、「高等教育の無償化の具体的制度について(仮題)」と「職業実践専門課程に対する実態調査の報告について(仮題)」等のテーマを予定。 ※平成29年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。

プログラムの目標	学校経営の一助となる情報を伝達し、また、各学校間の意見交換による相互の活性化を図ることを目的とする。
CPD点数	20点
料金	財団の都道府県支部の加盟校1名4,000円、その他の学校1名8,000円
備考(問い合わせ先)	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688
詳細URL	一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。 http://www.sgec.or.jp/scz/business/buisiness_frameset.html

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

昭和59年	1月31日	文部大臣裁定
昭和59年12月	24日	一部改正
昭和60年	7月8日	一部改正
昭和61年	4月5日	一部改正
昭和62年	5月21日	一部改正
平成2年	2月5日	一部改正
平成3年	8月23日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成10年	4月8日	一部改正
平成13年	1月6日	一部改正
平成24年	4月1日	一部改正

（ 通 則 ）

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の半以内の定額とする。

（申請手続）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止を受けた日を含む。)から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第14条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日 文部大臣裁定）は廃止する。

専修学校
理事長・学校長 殿

(一財) 職業教育・キャリア教育財団
理事長 福田 益和
全国専修学校各種学校総連合会
全国学校法人立専門学校協会
会長 小林 光俊

公
印
省
略

平成29年度 文部科学省教育研修活動費補助事業
「管理者研修会」開催のご案内

時下ますます校務ご繁忙のことと拝察申し上げます。

さて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）では、全専各連・全専協の協力のもと、学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、専修学校教育の振興・充実を図ることを目的に標記研修会を実施しております。この度、本年度の日程と内容が決定いたしましたので、急ぎご案内申し上げます。

本年度は、実施要項のとおり、10月に3会場（大阪・東京・福岡）で開催いたします。

研修会の前半は、本年5月に成立した学校教育法等の一部改正法により創設された「専門職大学及び専門職短期大学」（専門職大学等）に関する講演を行います。ご存知のとおり、学校教育法等の一部改正を受け、大学分科会の専門職大学等の制度設計に関する作業チームで検討した設置基準案その他必要な政省令案・告示案が7月中旬に公表、パブリックコメントに付されました。同設置基準案等は、8月下旬の同分科会の審議を経て文部科学大臣に答申されました。その後、専門職大学等の認可申請の方法及び様式等を定めた「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則の一部を改正する省令案」等を公表、現在パブリックコメントが実施されています。このように平成31年4月の開学に向けた環境整備の状況を踏まえ、専門職大学等の設置基準や関連政省令・告示等の内容・特色、申請の方法及び様式等について、文部科学省高等教育局高等教育企画課の塩原誠志主任大学改革官にご講演いただきます。

研修会の後半は、現行の専修学校、特に専門学校の振興方策等について講演を行います。本年8月末に取りまとめられた平成30年度専修学校関係概算要求（【新規】専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業、【継続】専修学校による地域産業中核的人材養成事業、専修学校グローバル化対応推進支援事業、職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進及び専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業等）のほか、職業実践専門課程に関わる平成28年度事業成果等（平成28年度の実態等に関する調査研究の結果、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」報告、「職業実践専門課程」の認定に関する規程見直し（情報公開の充実等））のほか、現況等につきまして、文部科学省生涯学習政策局専修学校教育振興室の廣野宏正室長にご講演いただきます。

参加を希望される方は、受講申込書に必要事項をご記入の上、申込期日までにファクシミリにてお早めにお申し込みください。

平成29年度 「管理者研修会」 実施要項

- 【主催】 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国学校法人立専門学校協会
- 【日時】 ①大阪会場：平成29年10月17日（火）
②東京会場： " 10月23日（月）
③福岡会場： " 10月30日（月） } 3会場共通 13:00~16:50
- 【会場】 ①大阪会場：アウイーナ大阪 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12
Tel06-6772-1441 (<http://www.kourituyasuragi.jp/osaka/access/>)
②東京会場：アルカディア市ヶ谷 東京都千代田区九段北4-2-25
Tel03-3261-9921 (<http://www.arcadia-jp.org/access.htm>)
③福岡会場：ホテル福岡ガーデンパレス 福岡県福岡市中央区天神4-8-15
Tel092-713-1112 (http://www.hotelgp-fukuoka.com/index.html#i_access)
- 【対象】 専修学校の学校運営責任者 等
- 【定員】 ①大阪会場：150名、②東京会場：150名、③福岡会場：80名（先着順）
※定員になり次第、申込締め切りとなります。満席時にはTCE財団ホームページ
(<http://www.sgec.or.jp>) でお知らせします。
※1校につき2名までのお申込みになります。
- 【申込期限】 ①大阪会場：10月10日（火）、②東京会場：10月16日（月）、
③福岡会場：10月23日（月）
- 【申込方法】 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。
⇒FAX送信先 : 03(3230)2688
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団） 事務局 総務課宛
- 【受講料】 ◆TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校…1名：4,000円
◆上記以外の専修学校…1名：8,000円
※「TCE財団の都道府県支部」は別表一覧のとおりです。
※受講会場の各開催日前日までに下記口座へお振り込みください。
※受講料の返金はいたしませんので、申込受講者をご欠席の場合には代理の方のご出席
をお願いします。
※研修会当日の現金の受け渡しはご容赦ください。

みずほ銀行 九段支店（普通）2386904 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 (振込手数料は貴校にてご負担ください。)
--

別表一覧 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）の支部

	都道府県名	名 称	電話番号
1	北海道	公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会	011.242.1955
2	青森	青森県専修学校各種学校連合会	017.728.0145
3	岩手	一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会	019.624.8600
4	宮城	一般社団法人宮城県専修学校各種学校連合会	022.211.7157
5	秋田	秋田県専修学校各種学校協会	018.832.5437
6	山形	一般社団法人山形県専修学校各種学校協会	023.641.2323
7	福島	一般社団法人福島県専修学校各種学校連合会	024.934.8833
8	茨城	一般社団法人茨城県専修学校各種学校連合会	029.221.8771
9	栃木	一般社団法人栃木県専修学校各種学校連合会	0282.29.3056
10	群馬	一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会	027.255.6861
11	埼玉	一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会	048.865.2195
12	千葉	一般社団法人千葉県専修学校各種学校協会	043.243.3147
13	東京	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会	03.3378.9601
14	神奈川	一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会	045.312.2221
15	新潟	一般社団法人新潟県専修学校各種学校協会	025.222.8798
16	富山	一般社団法人富山県専修学校各種学校連合会	076.442.1858
17	石川	一般社団法人石川県専修学校各種学校連合会	076.264.3991
18	福井	一般社団法人福井県専修学校各種学校連合会	0776.27.2024
19	山梨	一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会	055.235.8861
20	長野	一般社団法人長野県専修学校各種学校連合会	026.235.3353
21	岐阜	岐阜県専修学校各種学校連合会	058.271.5076
22	静岡	公益社団法人静岡県職業教育振興会	054.251.2335
23	愛知	一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会	052.957.1392
24	三重	三重県専修学校協会	059.229.4070
25	滋賀	滋賀県専修学校各種学校連合会	077.525.4572
26	京都	一般社団法人京都府専修学校各種学校協会	075.344.2330
27	大阪	一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会	06.6352.0048
28	兵庫	公益社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	078.391.7010
29	奈良	奈良県専修学校各種学校連合会	0742.93.5670
30	和歌山	一般社団法人和歌山県専修学校各種学校協会	073.423.9770
31	鳥取	一般社団法人鳥取県私立学校協会専修学校各種学校部会	0857.29.4266
32	島根	一般社団法人島根県専修・各種学校連盟	0852.23.5548
33	岡山	一般社団法人岡山県専修学校各種学校振興会	086.226.7198
34	広島	公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟	082.227.8210
35	山口	一般社団法人山口県専修学校各種学校協会	083.924.0239
36	徳島	一般社団法人徳島県専修学校各種学校連合会	088.652.5899
37	香川	一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会	087.822.3001
38	愛媛	一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会	089.935.4510
39	高知	一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会	088.850.0200
40	福岡	一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会	092.292.6104
41	佐賀	佐賀県専修学校各種学校連合会	0952.26.8311
42	長崎	一般社団法人長崎県専修学校各種学校連合会	095.844.1378
43	熊本	一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会	096.372.6444
44	大分	一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会	097.544.4666
45	宮崎	一般社団法人宮崎県専修学校各種学校連合会	0985.29.5288
46	鹿児島	一般社団法人鹿児島県専修学校協会	099.213.9110
47	沖縄	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会	098.858.7070

※会員加入・未加入状況等に関する最新情報につきましては、上記協会等へ直接ご確認ください。

平成 29 年度 管理者研修会 タイムテーブル (予定)

- ◆開催日・会場 ①大阪会場：平成 29 年 10 月 17 日 (火) ・アウイーナ大阪
- ②東京会場：平成 29 年 10 月 23 日 (月) ・アルカディア市ヶ谷
- ③福岡会場：平成 29 年 10 月 30 日 (月) ・福岡ガーデンパレス
- ◆主 催 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
全国専修学校各種学校総連合会・全国学校法人立専門学校協会

予定時間	テーマ (仮題) 及び講師 (敬称略)
12:30	受付
13:00	開会 開会あいさつ
13:05～ 15:05	「専門職大学・専門職短期大学の 設置基準その他政省令・告示等ならびに申請手続き等について」 文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 主任大学改革官 塩原 誠志 ※質疑応答を含む
15:05～ 15:20	<休憩>
15:20～ 16:50	「専門学校の振興策等を巡る動向について」 文部科学省 生涯学習政策局 専修学校教育振興室 室長 廣野 宏正 ※質疑応答を含む
16:50	閉会

※事情により変更となる場合があります。実施要項やタイムテーブルなどに変更が生じた場合は TCE 財団ホームページ (<http://www.sgec.or.jp>) 上でお知らせします。

※関連資料などのホームページ上の掲載場所は以下のとおりです。全専各連ホームページにも掲載しています。 (http://www.zensenkaku.gr.jp/zensen_index.cgi)

- 「専門職大学・専門職短期大学」について
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm
- 専門職大学設置基準の制定等について (諮問) ※設置基準その他政省令案等
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1394417.htm
- 「専修学校・各種学校教育の振興」について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/main11_a1.htm
- 「平成 30 年度専修学校関係概算要求」 ※専修学校関係を含む生涯学習政策局の概算要求の説明
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/08/30/1394953_2.pdf